

新とよはし180号

2025年6月29日
日本共産党豊橋市議団
鈴木みさ子・齋藤ひろむ・
中西みつえ
0532-54-8215

「誰のためのアリーナか？何のためのアリーナなのか」

住民投票が決まってからの、事業者、地元財界、フェニックス、推進派議員の動きは加熱しています。19日には公会堂で事業者が初めて登壇。30年間で1100億円の経済効果(取引総量)と発言。

フェニックス社長は「否決されるとBプレミアの参加資格がなくなる」、HPで「この地域の誇りとして三遠ネオフェニックスがいる未来を選んでいただけませんか」と声明を発表。「新アリーナを求める会Neo(ネオ)」の代表は、「豊橋には『アイデンティティがない』との問題意識を踏まえ、事業費の約230億円はそのための投資だ。投資なしでまちおこしやアイデンティティの確立はできない」、また「アリーナが出来ないと豊橋は30年遅れるどころか60年遅れる、豊橋は死ぬ」と語る動画も配信。お隣の豊川市長は、「アリーナができれば豊川市に影響も」と語っています。

もともと総合体育館の過密化・老朽化の解消をうたっていたはずなのに、あからさまな言動が相次ぐことで、誰のためのアリーナなのか、何のためのアリーナなのかということが浮き彫りになってきています。

30年間にわたり、全国1高い建設費用などの市民負担がのしかかってきます。

叫んでいるフェニックスやスポンサーは負担無しです。しっかり考えて、選択をしなければなりません。住民投票に1人でも多くの方をお誘いください。

6月議会では

自民党の小林憲生議員は一般質問において、「ファクトチェック」と称し、市民の作成したビラの内容に「大規模修繕に59億円程度かかる」という記載があることについて、市に対し、市の資料に「そうした記載があるか」と質問し、「記載はない」という答弁を得て、「デマと確認した」というように、ビラのいくつかの記載をあげ、デマと決めつける発言を繰り返しました。

これに対し、市民団体からは「議員個人の立場を利用した一方的な断定」「住民投票における自由な投票運動を著しく妨げ、投票運動の継続にも影響を及ぼすもの」として、抗議がされています。共産党市議団としても看過できないものと考えています。

なぜ今設置の必要があるのか

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する特別調査委員会が多数派により可決・設置

その目的は、住民投票を視野に、「事業の正確な情報の整理」、「事業の提案内容について」、「住民投票後の考え方」などがあげられており、自民党・公明党・まちフォーラムの議員によって提案されたものです。

質疑の中で具体的な内容を聞いても、設置されてから正副委員長の采配のもと決めていくというばかりで、何一つ明らかにされないまま、議会最終日に賛成多数で特別調査委員会が設置されました。

時間も限られている中で、市民の住民投票に資する十分な調査が行われるとは、到底考えられない。特に、会派間で賛成、反対がわかれている案件に関して、多数派が3分の2以上を占める委員会構成の中で、公正、公平な議論は無理、内容も限定的なものになってしまうおそれがあり、何のための特別調査委員会なのか、市民から非常にわかりづらいものになってしまうという理由で、党市議団は反対、新しい豊橋、みらい市民、維新の会も反対しました。

議会内の特別調査委員会より「公開討論会」を！

また、それに先立ち、共産党も含め4会派から各会派に提案・申し入れしている「公開討論会」については前向きな回答は得られていません。

「市による住民投票に関する市民向き説明会の開催を要求する決議」は全会一致で可決

最終日には上記の決議が全会派の提案により可決されました。

4会派ではすでに6月4日に「説明会の開催」を市長に申し入れしており、6月議会でも、賛成派、反対派双方の市民から同趣旨の陳情3本が出されていることから、議会としてあらためて市に求めたものです。



6月議会一般質問より

ジェンダー平等と包括的性教育について



斎藤ひろむ

「包括的性教育」は待ったなし

この間、芸能界における、性暴力の深刻な事件が相次ぎ話題になりました。性暴力は、被害者は性別を問わず、低年齢層にも至っているということ浮き彫りにしたといえます。「性的合意」のない性行為が、性暴力になるという法改正があるなど、法の規定も進んでいます。

けれども、高校生へのアンケートで、「性的合意」がどういうものかを知らないという生徒が7割と、そもそも性にかかわる知識を得る機会がないという実態があります。自分の心と身体を大事にすること、他者のそれも尊重することを学ぶ、「包括的性教育」が、きちんと位置付けられることが待ったなしなのです。

市は前向きな変化

三年前の6月議会で、豊橋市の「包括的性教育」を取り上げましたが、その時は、保健所の保健師さん、教育委員会の指導主事さんなど(主に女性の)担当職員さんは問題意識を共有していただきましたが、市や市教委の取り組みとしては道半ばという印象でした。

しかし、今回の質問で、豊橋市も、市の教育委員会も、ジェンダー平等と包括的性教

本計画の基本目標、あらゆる分野での男女共同参画の促進の施策の方向性、男女共同参画教育の推進に位置づけている」と、市の男女共同参画の方針の中に位置付けているとのこと。

教育委員会は、「性に関する問題が多様化、深刻化する中、これから生きる子どもたちにとって、体の仕組みの理解にとどまらず、人権教育を基盤に、人間関係や性の多様性など、幅広いテーマを扱う包括的性教育は、極めて重要である」と答弁をしました。

とりわけ、教育委員会は、包括的性教育を学校で教えるために「誰もが大事な一人、包括的性教育の道しるべ」という、教員向けの教材を発刊して、学校の現場でも活用を始めていました。

小中学校での授業は、教育指導要領に縛られる側面があります。しかしこの教材では、それが必要な子どもたちには踏み込んだ性の知識も必要だという位置づけをもち、学んでもらおうという積極的な姿勢にあふれています。また、男性の教員やスタッフもたくさん編集に関わっていました。



市の発刊した教材

実践がどのように生きているかを、今後も見守りたいと思います。今後も、ジェンダー平等社会をめざして、奮闘します。



車を持っていても場合により生活保護の申請ができます



鈴木みさ子

生活保護を受けなければならなくなっても、車の処分は困ると言って申請をためらっている方がいらっしゃいます。

鈴鹿市の障がいを持った親子の日常的な自動車利用に対し生活保護を廃止した処分を違法とした最高裁の判決を受け、昨年12月に国は自動車の利用を可能としました。

そこで、6月議会でこの件について質問を行ないました。

保有が認められる条件は

事業を行っている場合。障がい者の通勤・通院。交通が不便な地域に居住している場合です。

さらに、一時的に生活保護を受けている世帯で、就労自立が見込まれる場合には自動車の使用は禁止ですが、保有は可能、生活保護が廃止されると再び使用できます。

日常生活に必要な買い物などにも利用ができます。

障がいを持った方や、交通の便が悪い地域居住者に対しては、日常生活のため

に自動車利用ができます。

豊橋市の状況は

2025年5月1日現在、生活保護受給世帯のうち、自動車を保有しているのは78世帯であり、その28世帯の使用が認められています。

車の使用の際、運転記録をつけるよう市から言われていることに対し、根拠を聞いたところ、法的根拠はないとの答弁でした。運転記録など負担に感じている声も紹介し、無条件の保有を求めました。

車がないと生活できない地域に生活している方、通院などが欠かせない方にとっては、車は、生活に必要不可欠で、ときには生命や健康にかかわることもあり得ます。

生活保護制度が生存権を守るものであることから、生活保護の受給要件の見直しをさらに進めるべきと求めました。